

行使は法律(これにもつづく命令を含む)にしたがってなされなければならない」と定めており、行政機関は明確に定められたその所掌事務を行う場合に、法律命令にしたがってその権限を行わなければならないという、いわば法治行政の原則を明らかにしている点である。

(2) 第2章 本省の項で運輸審議会・本省内部部局・本省付属機関ならびに地方支分部局等の設置および所掌事項等を定めており、陸運部門において、鉄道・自動車に関する監督行政事務は本省においては鉄道監督局ならびに自動車局がこれにあたり、地方においては陸運局が国鉄に対する監督業務を除いてこれを行うべきことを定めている。

(3) 第3章 外局の項で陸運関係でない海上保安庁・海難審判庁等5外局の設置およびその所掌事項が定められている。

(4) 第4章 職員の項は運輸省の職員の任免・昇任・懲戒その他の人事管理に関する事項は国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めによるべきこと、職員の定員はべつに法律で定めるべきこと等が定められている。――運輸省。日本国有鉄道。日本国有鉄道法。(小倉三郎)

うんゆしんぎかい 運輸審議会 運輸省設置法(昭和24年法律第157号、以下「設置法」という)第5条の規定にもつづき、運輸省に常置されている運輸大臣の諮問機関である。

1 設置の理由 運輸大臣が、その権限とされている行政事務のうち、国民生活に大きな影響を及ぼす事項について必要な措置をする場合に、広い経験と高い識見を有する委員をもって組織する審議会にはかり、そこにおいて民主的にかつ多方面からの検討を加えたるうえなされる決定を尊重して行えばいっそう合理的かつ公平な判断をなし得ることとなり、公共の利益を確保し得るゆえともなる。ここに運輸大臣の諮問機関として運輸審議会を設置する理由があり、その目的とするところは運輸行政の民主的運営にある。

2 国家行政組織法上の地位・性格 運輸審議会は運輸大臣の諮問機関であって、その本質において設置法第38条に掲げる各種の審議会と何ら異なることなく、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)上の地位は同法第8条にいう付属機関である。しかし運輸審議会は、他の一般の審議会と同視されず、運輸省の最高意思決定に結びつく重要機関として設置法においてはとくに第2章第1節(内部部局の節の前)に規定している。

運輸審議会と運輸大臣との関係は、運輸審議会にはかるべき事項については、運輸大臣は運輸審議会の決定を尊重して必要な措置をとらなければならないのであるが、絶対的にはこれに拘束されるものではない。したがって運輸大臣が運輸審議会の決定を尊重しつつも、なおこれと異なる措置をとってもその措置は法律上は完全に有効である。運輸審議会が運輸大臣に対してなす勧告についてもまた同様である。つぎに運輸審議会が決定または勧告を行うに当っては、各委員は自己の良心にしたがってのみ意見を表明すればよいのであるが、委員もまた運輸省の職員であるから、服務上運輸大臣の一般の監督に服することは当然である。

運輸審議会と内部部局との関係については、運輸審議会の権能と内部部局のそれとは何ら重複するものではない。大臣官房および関係各局長は(1)運輸審議会の要求がある場合には、その所掌に属する事務について必要な資料を提出すべき義務があり(2)自ら必要があると認めるときは、運輸審議会に対しその所掌事務について意見を述べることができる。また各局長は運輸大臣の指揮にしたがう、その所掌事務について運輸審

議会の決定を実行に移すため必要な措置をとらなければならないことになっている。

3 組織 運輸審議会は7人の委員をもって組織し、委員のうちの1人に運輸事務次官が充てられている。会長を置き委員の互選によって選任されるが、べつに委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておくことになっている。

運輸事務次官たる委員以外の委員の任命は、年齢35年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て行う。罷免の場合の手続もこれと同様である。欠格条件は(1)国務大臣・国会議員または地方公共団体の議会の議員(2)政党の役員であることであって、また委員は他の政府職員の職を兼ねてはならないことになっている。任期は3年で再任されることができる。この委員は国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第9号による特別職の職員である。

運輸審議会に審理官(現在8名)が置かれている。審理官は公聴会を主宰して事実の審理を行い、その他運輸審議会の事務を補助するものであって、運輸大臣が運輸省の職員のうちから命ずる。運輸審議会の庶務を取扱ういわば事務局的性格をもつところは、運輸本省大臣官房審理官室であるが(昭和27年政令第391号運輸省組織令第7条)、審理官室長は、審理官のうちから首席審理官として運輸大臣から指名された者をもって充てることになっている(昭和27年運輸省令第73号・運輸省組織規程第3条)。

4 任務・権限 運輸審議会の任務・権限の第1は、設置法第6条第1項に掲げる事項(以下「諮問事項」という)について、運輸大臣が必要な措置をする場合にその諮問を受けて決定を行うことである。ただし諮問事項のうち、運輸審議会が軽微なものとも認めるものについては、運輸大臣は運輸審議会にはからなくてもよいことになっている。その第2は諮問事項について、職権により、または利害関係人の申請にもつづき運輸大臣に対して必要な勧告をすることである。

諮問事項は設置法第6条第1項に列挙されているが、運輸審議会は運輸大臣の諮問機関であるから、諮問を受ける範囲は運輸大臣の権限内のものにきざられることは当然である。諮問事項として掲げられている事項のうちには、国会その他の国家機関の行う事項にわたるものもあるが、運輸審議会の決定が運輸大臣以外の国家機関の意思決定に関与するものでないことはもちろんである。たとえば「日本国有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに関する認可」のうち、鉄道の普通旅客運賃・車扱貨物運賃等の設定・変更は、国有鉄道運賃法(昭和23年法律第112号)改正の手続により国会において決定されるものであって、運輸大臣の権限に属するものではない。しかし政府(主務大臣は運輸大臣)がこれに関する法律案を提出する場合にあっては、運輸大臣は運輸審議会にはかかたうえ運輸大臣としての草案を決定しなければならないのであって、これを諮問事項としたのはこの趣旨を規定したものである。また「地方鉄道の免許並びに軌道及び無軌条電車の特許」等のうち、軌道および無軌条電車に関するものは運輸大臣と建設大臣の共管となっている。運輸審議会が決定するのは、運輸大臣の意思を決定する前提としての効力を有するに止まり、建設大臣の意思決定に対しては直接的には何らの効力をもつものではない。

5 運輸審議会の運営・審理手続の概要 設置法(第2章第1節)の規定のほか、運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令